

令和元年10月30日

農地中間管理事業をご利用の担い手の皆様へ

公益社団法人 富山県農林水産公社  
(富山県農地中間管理機構)

## 農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴う ご利用手続き変更のお知らせ

日頃より、公社の農地中間管理事業にご理解とご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、去る令和元年5月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正され、令和元年11月1日に施行される運びとなりました。それに伴い、農地中間管理事業をご利用していただくに当たり、以下の点が変更になりますのでお知らせします。

### 1 「農用地等の利用状況報告」の原則廃止

例年6月末までに、ご報告いただいていた「農用地等の利用状況報告」は、令和元年度分から原則廃止されます。但し、個別に報告を求めることがありますのでその際はお願いします。

### 2 「農用地利用配分計画の案（新規契約時）」に係る公社での ホームページ掲載と縦覧について

令和元年11月から、従来富山県で行われていた2週間の配分計画の公告・縦覧が廃止されます。このため、これに代わる手続きを、担い手の皆様に農用地を転貸するに先立ち、当公社で行います。

具体的には、配分計画の案の概要（農用地の所在・地番と貸借期間）を公社のホームページに掲載するとともに、配分計画の案を当公社農地中間管理部で縦覧に供します。

配分計画の案に、ご意見のある方は意見書を公社宛てに提出することができます。

なお、配分計画の案の縦覧や、ご意見を提出することができる方は、転貸予定農用地の所在地の公募地域に応募している他の借受希望者です。

また、縦覧、意見書を提出できる期間は、配分計画の案の概要がホームページに掲載された日から1週間です。

### 3 集積・配分計画について

今回の法改正により、市町村の集積計画のみで一括して権利設定できる仕組み（集積計画一括方式）が創設されましたが、富山県農地中間管理事業連絡協議会で協議しましたところ、従来どおり集積計画と配分計画の分割方式で実施することといたしました。